

平成30年9月12日

会員事業者各位

(公社)岩手県トラック協会

「自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布」について

標記の件につきまして、10月1日から施行される旨の通達が発出され、会員事業者に対し周知依頼がありましたのでご連絡致します。

記

1. 主な改正内容 ①大型自動車の定期点検整備について
 ②整備管理者の研修について
2. 施行 平成30年10月1日(月)
3. 添付資料 「自動車点検基準の一部を改正する省令等の公布について」
 (東北運輸局岩手運輸支局長発出:平成30年7月19日付)
4. 対応方法 ①大型自動車の定期点検整備について
 車両総重量8トン以上のトラック(トレーラ)と乗車定員30人以上のバスに関して、
 - ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
 - ・スペアタイヤの取付状態
 - ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷を点検し、定期点検整備記録簿に記入して下さい。既存の定期点検記録簿を使用する場合には、記録簿に上記項目を加筆し、記録して下さい。

②整備管理者の研修について

従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局長が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等が公開する案内(ホームページ等)をご確認下さい。

5. その他 岩手県トラック協会ホームページにも掲載されております。

以上